

2025 年度 進級判定基準

1年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・不合格 GP (GP1.0 未満)の科目がない。(自由科目を除く。)
- ・モジュール試験の得点率が 60%未満の科目がない。
- ・学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・総合試験に合格している。(総合試験は、得点率 65%未満を不合格とする。)

※外国人留学生または学長が必要と認めた学生においては、JLPT 日本語能力試験 N2 以上、またはやむを得ない事情がある場合、大学が指定する試験に合格していることを必須とする。

※外国人留学生または学長が必要と認めた学生においては、各ステージに実施される K1113「歯学のための日本語 I」の単位取得を必須とする。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

2年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・不合格 GP (GP1.0 未満)の科目がない。
- ・モジュール試験の得点率が 60%未満の科目がない。
- ・学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・総合試験に合格している。(総合試験は、得点率 65%未満を不合格とする。)

※外国人留学生または学長が必要と認めた学生においては、K2102「歯学のための日本語Ⅱ」の単位取得を必須とする。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

3年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・不合格 GP (GP1.0 未満)の科目がない。
- ・モジュール試験の得点率が 60%未満の科目がない。
- ・学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・総合試験に合格している。(総合試験は、得点率 66%未満を不合格とする。)

※外国人留学生または学長が必要と認めた学生においては、JLPT 日本語能力試験 N1 以上、またはやむを得ない事情がある場合、大学が指定する試験に合格していることを必須とする。(2026 年度 3 年生から適用)

※外国人留学生または学長が必要と認めた学生においては、K3101「歯学のための日本語Ⅲ」の単位取得を必須とする。

※3年次編入生においては、大学が指定する編入生用追加科目の受講を完了していること。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

4年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・不合格 GP (GP1.0 未満)の科目がない。
- ・モジュール試験の得点率が 60%未満の科目がない。
- ・学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・共用試験 Computer Based Testing (CBT)に合格している。
- ・共用試験 **臨床実習前客観的臨床能力試験(Pre-CC OSCE)**に合格している。

※外国人留学生または学長が必要と認めた学生においては、K4101「医療コミュニケーションのための日本語」の単位取得を必須とする。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

5 年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

・「臨床実習」は通年科目とし、進級判定基準は態度・知識・技能の 3 領域評価の全てで合格基準を上回り、かつ Post-CC PX に合格することである。3 領域並びに Post-CC PX の 1 つでも合格基準を満たさなかった場合は不合格とし、次年度に臨床実習を再履修しなければならない。

・態度評価

1. 診療態度評価: 診療(自験、介助、見学、演習)時の礼儀・服装・接遇等に関する基本的姿勢を評価シートによって実習日ごとに評価し、実習期間終了時に集計したものを診療態度評価とする。各診療科における診療態度評価が 70.0%以上であること。

2. 学修態度評価: 診療以外の学修課題(製作物やレポート、口頭試問、施設見学等)に臨む態度(提出期限の遵守、出席状況、履行状況など)を評価し、実習期間終了時に集計したものを学修態度評価とする。各診療科における学修態度評価が 70.0%以上であること。

3. 診療参加型臨床実習の全日程に出席していること。あるいは補完を全て完了していること。臨床座学に関しては、正当な理由のない欠席が 20 コマ未満であること。

・知識評価

1. 臨床座学試験の第 1～4 回の合計が 70.0%以上であること。

2. 各診療科における知識評価(レポート、口頭試問など)が 70.0%以上であること。

・技能評価

1. ミニマムリクワイヤメントおよび臨床実地試験受験要件がすべて修了しているこ

と。

2.上記以外の技能評価(シミュレーション試験など)が各診療科で 70.0 %以上であること。

3. 臨床実習における技能を観察記録(評価シート)によって実習日ごとに評価し、実習期間終了時に集計したものを技能評価とする。各診療科における技能評価が 70.0 %以上であること。

6 年生

以下に示す条件を満たし、総合歯科学Ⅱを合格した場合、教授会の議に基づいて卒業とする。

総合歯科学Ⅱは通年科目(2025 年 3 月～2026 年 1 月)とし、態度と知識の基準を満たした場合に合格とする。基準を満たさなかった場合は不合格(現級留置き)とし、次年度に総合歯科学Ⅱを再履修しなければならない。

・態度評価

1. 全ての講義、確認試験、全国公開模擬試験(全 4 回;0～3)に臨む態度(出席状況)を評価し、第 3 回全国公開模擬試験終了時に集計したものを態度評価とする。態度評価が総じて 70.0%以上であること。

〈補足〉

①全ての講義において、正当な理由のない欠席は 1 コマにつき 0.3%の減点とする(2 の補完修了が前提条件)。

②全ての確認試験において、正当な理由のない欠席は解答マークシート 1 枚(1 コマ)につき 1%の減点とする。また、全ての全国公開模擬試験(全 4 回;0～3)において、正当な理由のない欠席は解答マークシート 1 枚(2 コマ)につき 1%の減点とする。

③正当な理由のある欠席の場合も、確認試験と全国公開模擬試験(全 4 回;0～3)の欠席が解答マークシート 15 枚以上の場合は態度評価の合格を認めないことがある。

2. 原則的に、最終試験を含む総合歯科学Ⅱの全日程に出席していること。あるいは、全ての補完を修了していること。

〈補足〉

①第 5 回認定試験の前々日(2 日前)17 時までに、それまでの講義の補完が修了していない場合、卒業見込み証明書を発行しないことがある。

②第 6 回認定試験の前々日(2 日前)17 時までに、全ての講義の補完が修了していない場合、態度評価の合格を認めない。

・知識評価

1. 国家試験出願手続きまでの卒業見込み認定試験(第 1～5 回)における評価が 65.0%以上であること。

2. 認定試験(第 1～6 回)における総合評価(1 を含む)が 70.0%以上であること。

3. 最終試験における評価が必修領域 82.0%以上および一般・臨床実地領域 70.0%以上であること。

上記のいずれも基準を上回った場合を合格とする。

〈補足〉

①国家試験出願手続きまでの卒業見込み認定試験(第 1～5 回)における評価が 65.0%未満である場合、卒業見込み証明書を発行しない。

②認定試験(第 1～6 回)における総合評価が不合格(70.0%未満)である場合でも、最終試験の一般・臨床実地領域において不足%を補足した場合、知識評価の合格を認める。

③最終試験(1 次試験)で合格基準を満たした場合でも、最終試験(2 次試験)の評価が著しく不良であった場合、知識評価の合格を認めないことがある。

追1. 総合歯科学Ⅱ不合格者には歯科医師国家試験受験票を配布しない。

追2. 学年 GPA(Grade Point Average)の算出においては、態度評価 20%、知識評価(認定試験と最終試験の総得点)80%とする。